

令和7年4月  
生徒課

## 令和7年度 石川県立金沢西高等学校生徒校則

「清純」「創造」「自主」「協調」一本校の教育理念に基づくものとする—

### 1 頭髪について

- ①髪の毛の長さの規定はない。ただし、前髪が目をふさぎ学習に支障が見られる場合は、整髪指導を行うことがある。
- ②髪の毛の染色、脱色は認めない。地毛申請は行わない。
- ③ウエーブパーマ等は認めない。
- ④ツーブロックスタイルは可とする。ただし、奇抜なヘアースタイルは不可とする。
- ⑤髪止めのシュシュの使用は可とする。ただし、極めて華美な物や高価な物は不可とする。

### 2 容儀について

- ①教育活動時の化粧は認めない。
- ②教育活動時でのピアス着用及びその他の装飾品を身に付けることを禁止する。
- ③カラーコンタクト及び黒目拡大コンタクトは、使用不可とする。

### 3 服装について

- ①本校指定の制服を着て登下校をする。
- ②冬期間は、登下校時に防寒着の着用を認める。その際は、前側でファスナー及びボタンにてとめられる物とする。また、華美な物や高価な物は不可とする。
- ③県のクールビズ期間に合わせ、生徒にもこの期間ネクタイの着用を求める。
- ④土日祝日及び休業期間中の運動部活動生徒の登下校について、制服の着用を求める。ただし、文化部他学習のために登校する生徒は、学校保安上制服の着用を求める。
- ⑤スカートは腰元で折り曲げない。長さは膝頭中央とする。また、独自でスカート丈の加工を行うことは認めない。
- ⑥靴下は黒、白、紺等の無地の物を着用する。
- ⑦男子のスラックスベルトは紳士用ベルトを着用する。

### 4 通学について

- ①自転車乗車通学は申請制であり、指定ステッカーを添付。レインウェアの所持が条件である。
- ②レース用、モトクロス用、ドロップハンドル、スタンドのない物、ライトなし等、特殊で通学に向かない自転車等は許可しない。電動自転車は可とする。
- ③自動二輪及び原動付き自転車、電動キックボード等での登下校は許可できない。  
また、運転免許取得も原則不可とする。

### 5 スマートフォンの扱いについて

- ①校内及び授業終了まで使用は禁止とする。放課後から玄関前で使用できる。授業中は、電源を切り、バッグの中にしまっておくこととする。
- ②違反者は、終礼までスマートフォンを担任が一時預かり、放課後の返却時に指導を受ける。

### 6 アルバイトについて

- ①アルバイトは原則禁止とする。
- ②家庭が経済的に困難な場合において、保護者の申し出により校長が認めた時に限り、学業に影響しない程度で許可することがある。
- ③無断アルバイトが発覚した場合、特別指導の対象となる。

### 7 自動車運転免許の取得

- ①進学及び就職先が決定した生徒に限り、届出制で自動車運転免許を取得することができる。
- ②許可日は個々の進路先で異なるが、基本は2月からとする。

### 8 その他

- ①学校生活、学習活動に必要な物以外は、持って来ないこととする。